

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月28日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
新潟 東警 察署	(略)			新潟 東警 察署	(略)		
	沼垂交 番	新潟市 中央区 沼垂東 3丁目	(略)		沼垂交 番	新潟市 中央区 蒲原町	(略)
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
阿賀 野警 察署	(略)			阿賀 野警 察署	(略)		
	分田駐 在所	阿賀野 市分田	阿賀野市のうち分田、 東町、寺社、上江端、 上福岡、水ヶ曽根、西 岡、山本新、熊居新田、 切梅新田、小境、福田、 中潟、堀越、越御堂、 牧島、境新、七石、田 中、 <u>新座、新座下の一 部、外山王の一部</u>		分田駐 在所	阿賀野 市分田	阿賀野市のうち分田、 東町、寺社、上江端、 上福岡、水ヶ曽根、西 岡、山本新、熊居新田、 切梅新田、小境、福田、 中潟、堀越、越御堂、 牧島、境新、七石、田 中
	(略)				(略)		
安田交 番	阿賀野 市保田	阿賀野市のうちかがや き、籠田、草水、久保、 小浮、小松、沢田、寺 社、嶋瀬、新保、千唐 仁、布目、野田、羽多 屋、福永、丸山、保田、 六野瀬、渡場、 <u>新座下 の一部、外山王の一部</u>	安田交 番	阿賀野 市保田	阿賀野市のうちかがや き、籠田、草水、久保、 小浮、小松、沢田、寺 社、嶋瀬、新保、千唐 仁、布目、野田、羽多 屋、福永、丸山、保田、 六野瀬、渡場		
(略)				(略)			
長岡 警察 署	(略)			長岡 警察 署	(略)		
	亀貝町 駐在所	長岡市 亀貝町	長岡市のうち亀貝町、 稲葉町、稲保1・2・ 4丁目、富島町、小曾 根町、永田町、新保町、 新保6丁目、堀金町、 永田1・2・3・4丁 目、宮下町、 <u>稲保南1</u>		亀貝町 駐在所	長岡市 亀貝町	長岡市のうち亀貝町、 稲葉町、稲保1・2・ 4丁目、富島町、小曾 根町、永田町、新保町、 新保6丁目、堀金町、 永田1・2・3・4丁 目、宮下町

			丁目の一部
下々条町駐在所	長岡市 下々条町		長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二湯町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽1・2丁目、 <u>稲保南1丁目の一部</u>
(略)			
(略)			
十日町警察署	(略)	<u>十日町市松之山湯山</u>	十日町市のうち松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山猪之名、松之山橋詰、松之山観音寺、松之山松口、松之山三桶、松之山古戸、松之山藤内名、松之山坂下、松之山沢口、松之山坪野、松之山赤倉、松之山東山、松之山五十子平、 <u>松之山湯山</u> 、 <u>松之山湯本</u> 、 <u>松之山天水越</u> 、 <u>松之山天水島</u> 、 <u>松之山藤倉</u> 、 <u>松之山東川</u> 、 <u>松之山中尾</u> 、 <u>松之山上鰻池</u> 、 <u>松之山下鰻池</u> 、浦田、松之山黒倉
(略)			
(略)			
糸魚	糸魚川	糸魚川	糸魚川市のうち寺町1

下々条町駐在所	長岡市 下々条町		長岡市のうち稲保3丁目、宝1・2・3・4・5丁目、中瀬1・2丁目、下々条町、高見町、高見1・2丁目、東高見1・2丁目、川辺町、天神町、十二湯町、黒津町（信濃川左岸の地域を除く。）、福井町、百束町、四ツ屋町、福島町、七軒町、大黒町、新組町、新組南町、北陽1・2丁目
(略)			
(略)			
十日町警察署	(略)	<u>十日町市松之山</u>	十日町市のうち松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山猪之名、松之山橋詰、松之山観音寺、松之山松口、松之山三桶、松之山古戸、松之山藤内名、松之山坂下、松之山沢口、松之山坪野、松之山赤倉、松之山東山、松之山五十子平、 <u>松之山湯山の一部</u> （松之山中学校）
湯本駐在所	十日町市松之山天水越		十日町市のうち松之山湯山（松之山中学校を除く。）、松之山湯本、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山東川、松之山中尾、松之山上鰻池、松之山下鰻池
浦田駐在所	十日町市浦田		十日町市のうち浦田、松之山黒倉
(略)			
(略)			
糸魚	糸魚川	糸魚川	糸魚川市のうち寺町1

川警察署	駅前交番	市大町1丁目	・2・3・4・5丁目、東寺町1・2・3丁目、南寺町1・2・3丁目、押上1・2丁目、南押上1・2・3丁目、京ヶ峰1・2丁目、蓮台寺1・2丁目、一の宮1・2・3・4・5丁目、中央1・2丁目、大町1・2丁目、本町、横町1・2・3・4・5丁目、 <u>寺島1・2・3丁目</u> 、 <u>南寺島1・2丁目</u> 、 <u>新鉄1・2丁目</u> 、 <u>上刈1・2・3・4・5・6・7丁目</u> 、清崎、大字平牛、羽生、成沢、水保、真光寺、田中、川島、道平、釜沢、栗倉、市野々、御前山、来海沢、真木、岩木、頭山、西中、中谷内、西川原、大谷内、大野、一ノ宮、上刈、寺島、横町、蓮台寺、押上	川警察署	駅前交番	市大町1丁目	・2・3・4・5丁目、東寺町1・2・3丁目、南寺町1・2・3丁目、押上1・2丁目、南押上1・2・3丁目、京ヶ峰1・2丁目、蓮台寺1・2丁目、一の宮1・2・3・4・5丁目、中央1・2丁目、大町1・2丁目、本町、横町1・2・3・4・5丁目、 <u>寺島1・2丁目</u> 、 <u>新鉄1・2丁目</u> 、 <u>上刈1・2・3・4・5丁目</u> 、清崎、大字平牛、羽生、成沢、水保、真光寺、田中、川島、道平、釜沢、栗倉、市野々、御前山、来海沢、真木、岩木、頭山、西中、中谷内、西川原、大谷内、大野、一ノ宮、上刈、寺島、横町、蓮台寺
	(略)	(略)					

附 則

この規則中別表新潟東警察署の部の改正は平成28年11月16日から、同表十日町警察署の部の改正は平成28年11月14日から、その他の改正は公布の日から施行する。